②　武力攻撃災害の予防及び被災後の被害拡大防止のため、国民保護法第102条第８項の規定により、対処基本方針に基づき、内閣総理大臣から危険の防除、周辺住民の避難その他生活関連等施設の安全確保に関し必要な措置を講ずることについて、指揮を受けた場合には、防衛大臣は、他の関係機関が行う措置（施設及び周辺の警備の強化、危険の防除、周辺住民の退避、立入制限区域の指定等）の実施状況を見つつ、⑵に掲げたもののうち所要の措置等を実施部隊等に実施させる。

（ただし、国民保護等派遣を命ぜられた実施部隊等の行う措置については、施設及び周辺の警備など治安の維持に係るものを除く。）

③　このほか、武力攻撃事態等において、着上陸侵攻やゲリラ・特殊部隊による攻撃等が予想され、部隊等に防衛出動又は治安出動が命ぜられた場合において、防衛大臣は、必要と判断したとき（②の指揮を受けた場合を含む。）は、当該部隊等に、都道府県警察及び管区海上保安本部と連携し、生活関連等施設の警護を実施させることができる。

⑸　自ら管理する施設等に係る武力攻撃災害の防止

部隊等の長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大の防止のため、関係規則等に従い、自ら管理する生活関連等施設及び危険物質等（弾薬、燃料、化学物質等）の安全確保措置を強化（警備の強化、施設・設備の点検等）する。

4　応急の復旧等に係る措置等

⑴　防衛省の所管する施設及び設備に関して行う応急の復旧

部隊等の長は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害の発生後速やかに、管理する施設及び設備のうち、国民生活への影響が大きいものその他国民保護措置の実施の上で重要なもの（飛行場等）について、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、機能の回復及び危険物貯蔵施設等における被害の拡大防止を最優先に応急の復旧のため必要な措置を講ずる。

⑵　都道府県知事等からの要請に基づく応急の復旧

防衛大臣は、都道府県知事等又は（所管する指定行政機関の長を通じて）指定公共機関から、第３章第１節に定める手続又はこれに準じた手続を経て、その実施する応急復旧措置につき支援を求められた場合は、所要の部隊等により、危険ながれきの除去、道路や滑走路の応急補修等についての支援を可能な限り実施させる。

この場合において、地方防衛局長は、当該部隊等の長から当該支援に関する助言その他の技術的支援の要請があった場合には、可能な限り所要の協力に努める。

⑶　武力攻撃災害の復旧

防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態の終結後における武力攻撃災害の復旧に関し、本格的な復旧に向けた法制の整備その他所要の態勢が整うまでの間においては、政府全体の方針に従い、必要に応じ可能な限り協力に努める。

5　国民に対する協力の要請

⑴　実施部隊等における自衛官は、避難住民の誘導に際し、必要に応じ、避難住民その他の者に対して、誘導に必要な援助について協力（避難住民を誘導する者と一体となっての同住民の誘導、体の不自由な者等の避難の援助、誘導に必要な情報の提供等）を要請できる。また、武力攻撃災害への対処に際し、緊急の必要がある場合には、当該被災地の区域内の住民に対して、対処に必要な援助について協力（消火のための水の運搬、負傷者を搬送するための車両の運転、被災者の救助のための資器材の提供、災害対処に必要な情報の提供等）を要請できる。

⑵　上記の要請は、緊急の必要がある場合を除き、当該実施部隊等の指揮官の指揮の下で行う。この場合においては、当該指揮官は、協力する者の安全確保のために十分な措置をとる。

⑶　上記の場合において、協力する者に対しては、必要に応じ、別途定める基準、手続等により、国民保護法第158条第１項の特殊標章又は身分証明書を交付する。

第４章　緊急対処事態への対処に関する事項

第１節　緊急対処保護措置の実施に係る基本的な方針等

1　緊急対処保護措置の実施に係る基本的考え方

⑴　緊急対処事態においては、同事態における攻撃への対処（予防や鎮圧措置等）については、事態の態様にもよるが基本的には都道府県警察や海上保安庁が実施することになり、防衛省・自衛隊は、必要に応じて、これら警察機関による攻撃への対処に係る支援を実施することが想定される。このため、防衛省・自衛隊は、その機能及び国民からの期待にかんがみ、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等により可能な限り緊急対処保護措置を実施することを基本とする。

さらに、当該攻撃が警察機関の対処能力を超える場合には、治安出動や海上警備行動が発令され、自衛隊が警察機関と連携しつつ自ら同攻撃に対処することも想定される。この場合においても、防衛省・自衛隊は、攻撃への対処と並行して、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等により又は治安出動を命ぜられた部隊等をもって、可能な限り緊急対処保護措置を実施することを基本とする。

これらのいずれの場合においても、当該緊急対処事態が、じ後武力攻撃事態へと繋がる可能性を考慮する必要がある。

⑵　緊急対処事態の事態例としては、基本指針において想定されたとおり、攻撃対象施設や攻撃手段の種類により、原子力事業所や石油コンビナート等の破壊、大規模集客施設やターミナル駅等の爆破、生物剤や化学剤の大量散布、弾道ミサイル等の飛来等が考えられる。これらの事態において、自衛隊が実施可能な緊急対処保護措置の具体的な内容等は、国民保護措置と同じく一概には言えないが、基本的には武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃及び弾道ミサイル攻撃等への対処と類似していると考えられる。これに関し基本的な考え方を示せば、以下のとおりである。

①　攻撃対象が、危険物質等を取り扱う等の理由により破壊されれば周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設の場合には、関係機関（関係市町村、関係都道府県、都道府県警察、消防機関等。以下この章において同じ。）と連携して、施設に所在する人員の人命救助活動等を行うとともに、周辺地域において可能な限り早期に住民の避難の支援その他被害の影響の局限化のための措置を実施する。特に山間部や離島等では、自衛隊の機動力等を有効に活用する。

②　攻撃対象が、公共交通機関や不特定多数の者の出入りが自由である施設等の場合には、関係機関と連携して、被災施設等に所在する不特定多数の人員の人命救助活動を中心に、その避難・救援や災害への対処を迅速に行う。また、周辺地域の住民に被害が及ぶ場合は、その避難・救援を可能な限り迅速に実施する。

③　ダーティボムや生物剤、化学剤等による攻撃に関しては、一般に被害が広範囲かつ大規模になるとともに、その特性に応じてＮＢＣ防護の専門部隊による対応が必要となる。かかる場合には、関係機関と密接に連携して、速やかに所要のＮＢＣ防護の専門部隊を派遣し、情報収集、原因物質や汚染地域の迅速な特定、施設や被災者の適切な除染、適切な医療機関への負傷者の搬送等を実施する。

④　このほか、部隊等に治安出動が命ぜられた場合において、生活関連等施設の管理者や指定行政機関の長等からその安全確保のため支援を求められ防衛大臣が必要と判断する場合や内閣総理大臣から当該施設の安全確保に関し必要な措置を講ずるよう指揮を受けた場合は、当該部隊等により、警察機関と連携し、当該施設の警護を実施することもある。